

業務委託仕様書

1 委託業務名称

令和8年度進出企業コミュニティ形成促進業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 趣旨・目的

京都市外から市内に進出した企業（以下「進出企業」という。）の京都への定着を支援することを目的に、進出企業が地域企業や学生等とつながる交流会の開催や、進出企業の課題を解決するための個別相談会を実施し、進出企業のコミュニティ形成や事業展開を促進する。また、これらの取組をはじめとした進出企業の情報や本市のサポート体制等を市外企業等に対して発信し、京都に拠点を設置するメリットを知ってもらい、京都への関心を高める。

4 委託内容

(1) 進出企業のコミュニティ形成を促進する交流会

進出企業同士の交流機会の創出や、地域企業や学生等とつながる「出会いの場」を提供するために、以下に掲げる取組を実施すること。

ア 企画・調整

(1) 地域企業等との交流会

- ・ 進出企業が京都で事業を展開するに当たり、新たな事業展開に繋がる可能性がある地域企業等とのネットワークの構築を目的に、以下の条件に沿って交流会を企画すること。

対 象：進出企業等、地域企業等など

開催回数：1回

開催時期：令和8年6月から令和8年12月まで

集客目標：進出企業10社、地域企業等10社

開催場所：京都市内

- ・ 地域企業等の活動や業務内容を進出企業が知ることができる内容にすること。また、新たな連携・協働のきっかけとなる内容にすること。
- ・ 進出企業が可能な限り参加する全ての地域企業等と交流できるよう工夫すること。

(4) 大学・学生等との交流会

- ・ 進出企業の新卒採用やインターンシップ生確保を支援するため、学生等との接点づくりを目的に、以下に掲げる交流会を企画すること。

対 象：進出企業、大学（例：市内大学のキャリアセンター等）、学生（例：市内大学に通う学生等）など

開催回数：1回

開催時期：令和8年6月から令和8年12月まで

集客目標：進出企業等10社、大学・学生等30人

開催場所：京都市内

- ・ 学生が進出企業について理解を深めることができる内容にすること。また、進出企業が可能な限り参加する全ての学生と交流できるよう工夫すること。

【留意事項】

企画に当たり登壇者や講師等の手配が必要な場合は、各種調整を行うこと。

イ 交流会の集客

- ・ 本市が提供する進出企業の連絡先を基に、進出企業の集客等を行うこと。
- ・ 交流会への参加を働きかける企業や地域企業、大学・学生等を市と協議のうえリストアップし、集客を行うこと。

なお、集客に当たってはより多くの参加者を確保するため、十分な募集期間（約1か月）を設けること。

- ・ 参加申込フォーム等を作成し、申込状況を取りまとめたうえで本市に共有すること。申込フォームの作成に当たっては、本市への情報提供及び二次利用の同意を得ること。
- ・ その他、集客目標を達成するために必要な手法を検討・調整し実施すること。

ウ 交流会の開催・運営

- ・ 開催場所の確保、備品の調達・設営、進行管理、その他必要な調整等を行うこと。
- ・ 交流会当日に参加者へのアンケート調査を実施すること。調査項目については、本市と協議のうえ作成すること。

エ 交流会後の情報発信

- ・ 市外企業等を対象に、本事業に関する情報を発信し進出後の支援をPRするため、交流会のレポート記事を速やかに（原則2週間以内）作成すること。
- ・ 上記で掲載した交流会のレポート記事について、4(3)に掲げるFacebookグループ「Kyo-working Community」で発信すること。

オ 実施結果報告

- ・ 各回の交流会開催後速やかに（原則7日以内）、交流会の参加者に関する情報をとりまとめ、アンケート結果を分析したうえで、リスト化したデータを本市に提出すること。
- ・ 本業務終了後、上記内容を反映した実施報告書を提出すること（原則2週間以内）。

(2) 企業個別相談会

進出企業ごとの課題を解決するため、課題やニーズを把握し、助言や個別企業マッチング、産学連携等の伴走支援を行い、連携・協働等の成功事例に導くこと目的として、以下のとお

り開催すること。

ア 企画・調整

対象：進出企業

開催回数：5回以上

開催時期：令和8年6月から令和8年12月まで

参加企業数：20社以上

【留意事項】

企業の課題やニーズをきめ細かく聞き取るための人員を配置すること。

イ 集客

- ・ 市より提供する進出企業の連絡先に基づき、募集を行うこと。
- ・ 募集に当たり申込フォームを作成し、申込状況を本市に共有すること。申込フォームの作成に当たっては、本市への情報提供及び二次利用の同意を得ること。
- ・ その他、集客目標を達成するために必要な手法を検討・調整し、実施すること。

【留意事項】

必要に応じて本市職員とともに各企業へ訪問し、相談会の案内等を行うこと。

ウ 開催・運営

- ・ 開催場所の確保、備品の調達・その他必要な調整等を行うこと。
- ・ 開催場所や日時については企業の事業所へ訪問し開催するなど、参加企業の意向に応じて調整したうえで対応すること。

エ 伴走支援

相談会で把握した課題やニーズに対して、助言やマッチング、産学連携等の伴走支援を行うこと。

オ 実施結果報告

- ・ 各回の企業個別相談会の開催後、速やかに（原則1週間以内）参加者に関する情報や聞き取り内容、接続候補先等を取りまとめ、本市に提出すること。
- ・ 上記の内容を踏まえ、接続先及び進捗状況をまとめた実施報告書を提出すること。（原則1箇月以内）

(3) SNS、Webサイトを活用した情報発信

以下の内容を目的として、SNSアカウントのTikTok、Instagram（以下「SNS」という。）を管理・運営し、アからウに掲げる情報発信に取り組むこと。

また、併せてWebサイト掲載用の記事を作成すること。

※ Webサイトへの掲載は京都市で行う。

- ・ 主に学生をはじめとした若者世代に対して、進出企業の情報や魅力を発信し、採用・インターンシップにつなげるきっかけを作ること。
- ・ 市外企業等を対象に、進出企業の成功事例を発信し、京都に拠点を設置するメリットを知ってもらい、京都への関心を高めること。

※ なお、発信内容については本市と協議のうえ決定する。

ア 動画及び記事の企画

本市が SNS で発信している内容を参考に、動画及び記事の内容（流れ、長さ、絵コンテ等）を企画すること。

イ 動画撮影及び取材

- ・ 進出企業に対し、本市と連携して動画撮影及び取材の意向を確認し、撮影及び取材を実施すること。
- ・ 日程調整及び場所の選定・確保など、必要な調整を行うこと。

ウ 動画の編集・記事の作成・投稿

- ・ 撮影した動画及び取材した記事を SNS に適したものに編集し投稿すること。
- ・ 取材社数は 10 社以上とし、TikTok は 10 本以上、Instagram は 15 本以上の投稿をすること。また、Web 掲載用の記事として 10 本以上を作成すること。（重複可）
- ・ 京都市企業誘致 web サイト「Kyo-working | 京ワーキング」から、投稿した動画にアクセスできるようにするために必要なサムネイル画像及び動画 URL を本市へ提供すること。

(4) Facebook グループ「Kyo-working Community」の管理・運営

進出企業を中心に、本事業の参加者同士の情報共有・情報発信を促進するため、以下の取組を実施すること。

- ・ Facebook グループ「Kyo-working Community」を管理・運営すること。
- ・ Facebook グループ内のやり取りが活性化するような仕掛けを検討・実施すること。
- ・ 4(1)に掲げる交流会の参加者に対し、Facebook グループへの参加を勧奨する取組を実施すること。

5 独自提案

進出企業の定着支援を目的として、独自のツールを活用した企業マッチングや情報発信を行うこと。

6 進捗管理

- (1) 受託者は、契約後速やかに本市との打ち合わせを設定し、4-(1)から(4)に掲げる事項ごとに年間業務スケジュール提出すること。
- (2) 受託者は、週 1 回程度、本市との打ち合わせを実施し、スケジュールに基づいた進捗報告とその後の進め方について協議を行うこと。また、必要に応じて臨時の打ち合わせを設定すること。

7 実施報告書

受託者は、開催する交流会ごとに実施後速やかに中間報告書を提出するとともに、本業務終了後、実施内容が分かる書類を添付のうえ、速やかに実施報告書を提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙 1 「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙 2

「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。

- (2) 本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務の責任者を配置し、適正な人員を配置して正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務を通じて生じた著作権や著作権等の一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て本市に帰属する。
- (5) 本業務で履行した内容に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。
なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、事前に本市に対し書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 受託者は、本業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らすことや、自己の利益その他の目的のために利用することはできない。これは、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に与えた損害は、すべて受託者の負担とする。